

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の締結結果一覧表

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	備考
							所管課	連絡先（直通）	契約の相手方とした理由	
1	妊産婦・乳児健康診査実施報告点検業務	一式	R2. 4. 1	妊産婦・乳児健康診査受診票の内容点検、仕分け及び統計処理	公益社団法人シルバー人材センター	—	子ども育成課	228-7612	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	単価契約 7,920円
2	障害児施設入浴サービス業務	一式	R2. 4. 1	自宅で入浴が困難な障害児（12～18歳）に対し、施設での入浴を実施。	(社福)あすなろ会 (社福)コスモス (社福)サライ福祉会 (社福)徳昇福祉会 生活協同組合 エスコープ大阪	¥ 5,802,000	子ども家庭課	228-7331	障害児（者）を対象とした入浴設備を有しており、入浴サービス提供に係る技術及び人員配置等があるため	
3	母子家庭等就業・自立支援センター運営業務	一式	R2. 4. 1	ひとり親家庭の父母及び寡婦に対して、就業相談、就業支援講習、就業情報提供、プログラム策定、ひとり親家庭相談、養育費専門相談、法律相談、ひとり親支援講座の実施。	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会	¥19,917,700	子ども家庭課	228-7331	本業務は、ひとり親家庭の父母及び寡婦に対して、就業相談、就業支援講習、就業情報提供、プログラム策定、ひとり親家庭相談、養育費専門相談、法律相談、ひとり親支援講座を実施し、就業支援を核とした自立支援を行うものである為、ひとり親家庭及び寡婦の社会参画及び福祉の向上を推進することを目的として設立された市内唯一の上記法人に委託する。	